

ペンデル税理士法人

— 補助金ニュースレター 2022年11月号 —

～ 中小企業支援制度の最新情報が分かるニュースレター ～

★注目ニュース★ 令和4年度補正予算案が閣議決定されました

11月8日、政府は円安や物価高騰への対応策を盛り込んだ補正予算案を閣議決定しました。中小企業補助金関連の予算規模は以下の通りです。

- ・事業再構築補助金 … 5,800億円(令和3年度6,123億円)
- ・生産性革命推進事業(ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金) … 2,000億円(令和3年度2,001億円)

来年度も引き続き主要な補助金は実施されます。また、補助金により、グリーン分野への投資やインボイス対応、賃上げへの取り組みが後押しされることなどが特徴です。

□ 締切間近な補助金・助成金特集

今年も残すところあとわずか。気になっていた補助金・助成金の申請に、今年のうちに着手しませんか？今回は、締切が迫っている補助金・助成金のラインアップをお送りします。

■1 小規模事業者持続化補助金 第10回受付 12/9(金)締切

小規模事業者が、相次いで直面する制度変更に対応するため、自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う、販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。採択率は、直近第8回公募で6割強と高採択率です。また、一度不採択になっても再チャレンジでき、赤字企業でも採択されやすいなど、活用しやすい特徴を持っています。ぜひ活用をご検討ください。

	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
【補助金上限額】	50万円	200万円				100万円
【補助率】	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3			
【補助対象経費】	広報費(チラシ、カタログ外注費、DM発送費)、WEBサイト関連費(HP・動画作成費、インターネット広告費)、開発費、機械装置等費、展示会等出展費 など					
【URL】	https://r3.jizokukahojokin.info/					

■2 IT導入補助金(通常枠) 9次 12/22(木)締切:今年度最終締切です!

「通常枠」の今年度最終締切が、12月22日(木)と目前に迫っています。さまざまな業種・組織形態に対応しており、活用しやすい補助金です。ペンデルは、申請・手続きをサポートする「IT導入支援事業者」に登録されていますので、まずはお気軽にご相談ください。初回相談は無料です。

	通常枠	
	A 類型	B 類型
【補助金額】	30万～150万円未満	150万～450万円以下
【補助率】	1/2 以内	
【補助対象経費】	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大1年分)、導入関連費	
【URL】	https://www.it-hojo.jp/	

ペンデルはIT導入支援事業者です

IT導入補助金を活用して
お得にITツール導入!

<ペンデルで導入できるITツールの例>

- RPA ツール WinActor
- 会計ソフト 財務会計 年末調整・法定調書作成 給与計算
就業管理 人事管理 販売管理 など

■3 ものづくり補助金 13次 12/22(木)締切

制度変更に対応しながら、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に取り組む中小企業・小規模事業者などを、設備投資面で支援する補助金です。「受発注や在庫管理を電子化するため、専用システムを新たに導入」「労働生産性向上を伴いつつ、脱炭素につながる製造設備の導入」といった活用例があります。

	通常枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠
【補助金上限額】	750万～1250万円			1,000万～2,000万円
【補助率】	1/2 (小規模事業者2/3)	2/3		
【URL】	https://portal.monodukuri-hojo.jp/			

■4 第8回 事業再構築補助金 2023/1/13(金)締切

「売上が減っている」「新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組む」「認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する」ことを要件に、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業の挑戦を応援するものです。売上減少要件を満たすためには比較対象期間が必要なため、コロナ以前から営業していた実績が必要です。

	通常枠	大規模賃金引上枠	回復・再生応援枠	最低賃金枠	グリーン成長枠	緊急対策枠
【補助金上限額】	8,000万円	1億円	1,500万円	1,500万円	1.5億円	4,000万円
【補助率(中小)】	2/3		3/4		1/2	3/4
【補助率(中堅)】	1/2		2/3		1/3	2/3
【URL】	https://jigyousaikouchiku.go.jp/					

■5 雇用調整助成金の特例措置 2023/3/31(金)まで経過措置を適用の予定

2020年1月24日から2022年11月30日までの間の休業などについて、雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)を利用した事業所は、2022年12月1日から2023年3月31日まで経過措置として以下の助成を受けられます。なお、2020年1月24日から2022年11月30日までの間の休業について、緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額および助成率が適用されず。対象期間は2023年3月31日まで延長されます。

中小企業 (大企業は URL先参照)	原則 ※1	特に業況が厳しい事業主 ※2	
	2022年12月～2023年3月	2022年12月～2023年1月	2023年2月～3月
【助成金上限額】	8,355円(1人1日あたりの上限)	9,000円(同左)	
【助成率】	2/3	2/3(解雇などを行わない場合9/10 ※3)	

※1: 生産指標が、前年同期比(例外あり)で1カ月10%以上減少している事業主。なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は下記URL先をご確認ください

※2: 生産指標が、直近3カ月の月平均で前年、前々年または3年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標の確認を行います

※3: 2021年1月8日以降の解雇などの有無が確認されます

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001008098.pdf>

※ご注意: 補助金・助成金は審査があります。条件に合致することのほか、事業計画を基に審査が行われ、不採択になる場合もあります。また事業の着手は採択・交付決定の後に行うなど、補助金によって条件が異なります

ペンデル税理士法人 TEL:03-5990-5910 FAX:03-5990-5909

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館6F

我々は中小企業の経営上の課題に対し専門性の高い支援を行える国から認定された「経営革新等支援機関」です

初回相談
無料